

# 鉄道局関係 審査基準・標準処理期間

令和4年8月29日

(別表と担当課との関係)

	本省鉄道局	地方運輸局鉄道部
別表1	幹線鉄道課 都市鉄道課 財務課 業務課	監理課
別表2	技術企画課安全対策室 施設課	運転保安課
別表3	施設課	技術第一課 技術第二課 技術課

(別表 1)

〔鉄道事業法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
鉄道事業の許可	第3条第1項	<p>1 その事業の計画が経営上適切なものであること。 具体的には、申請された事業の計画が、鉄道事業の安定的かつ継続的な経営を行う上で適切なものであること。</p> <p>2 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。 具体的には、申請された事業の計画が、輸送の安全を確保する上で適切なものであること。</p> <p>3 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。 具体的には、申請の内容に応じ、1・2以外に事業の遂行上必要と考えられる事項について適切な計画となっていること。</p> <p>4 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。 具体的には、資金調達・償還能力、経営管理能力、技術的能力等を総合的に勘案し、適切かつ円滑に鉄道事業を遂行するだけの能力を有すること。</p>	1箇月 ～5箇月
事業基本計画等の変更の認可	第7条第1項	鉄道事業法第3条第1項に規定する鉄道事業の許可に係る審査基準に準ずるものとする。	1箇月 ～3箇月
工事施行の認可の申請期限の延長	第8条第3項	工事の施行の認可を申請すべき期限内に申請ができないことにつき、その理由が正当であると認められるものであるかということ。	1箇月
鉄道線路の使用料その他の使用条件の認可	第15条第1項	<p>1 鉄道線路を使用させる第一種鉄道事業者又は第三種鉄道事業者及び鉄道線路を使用する第二種鉄道事業者が共に適正な事業運営を確保し、安定的な鉄道線路の使用関係を維持することができる使用条件であること。</p> <p>2 北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社（以下「旅客会社」という。）が鉄道線路を日本貨物鉄道株式会社（以下「貨物会社」という。）に使用させる場合の使用料の設定又は変更の認可をしようとする場合における使用料（その收受方法を除く。以下同じ。）に関する審査基準は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 貨物会社の完全民営化が実現されるまでの間 アポイダブルコスト（旅客会社及び貨物会社が共通して使用する軌道、電車線路設備、電力設備、信号設備及び通信回線設備の修繕費のうち、貨物会社が使用することにより旅客会社が追加的に負担することとなる経費をいう。以</p>	1箇月

		<p>下同じ。)にインセンティブを加えたものを基本とするものであること。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 貨物会社が配当を開始するまでの間は、アボイダブルコストにその1%に相当する額のインセンティブを加えたものであること。</p> <p>ただし、貨物会社が技術面、需給面等において従来の列車体系と明確に区別される新種の列車を運行する場合であって、当該列車の運行によって確実に安定的な収入を得られる見込みのあるときは、貨物会社の完全民営化に向けた努力を阻害することがない範囲内で、旅客会社と貨物会社との協議を経て、特別なインセンティブを設定することを妨げない。</p> <p>(2) 貨物会社の配当開始後完全民営化の実現までの間は、アボイダブルコストにその1%に相当する額のインセンティブを加えたもの又は貨物会社の完全民営化に向けた努力を阻害することがない範囲で、旅客会社と貨物会社との協議を経て、インセンティブの変更などにより調整されたものであること。</p> <p>二 貨物会社の完全民営化後</p> <p>旅客会社及び貨物会社双方の民間会社としての経営責任を損なうことなく、かつ、その自立経営を阻害することがないものであること。</p>	
鉄道線の譲渡価格その他の使用条件の認可	第15条第2項	第一種鉄道事業者と第三種鉄道事業者が共に適正な事業運営を確保し、安定的な鉄道線路の使用関係を維持することができる譲渡条件であるかどうかということ。	1箇月
運賃及び料金上限の認可	第16条第1項	<p>能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。</p> <p>具体的には、運賃及び料金上限が、効率的かつ合理的に鉄道事業を営んだ場合における適正な原価に公正妥当な利潤を加えたものを回収し得るような水準を超えないものであること。</p>	1箇月 ～4箇月
鉄道事業の譲渡及び譲受の認可	第26条第1項	鉄道事業法第3条第1項に規定する鉄道事業の免許に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月
鉄道事業者たる法人の合併及び分割の認可	第26条第2項	鉄道事業法第3条第1項に規定する鉄道事業の許可に係る審査基準に準ずるものとする。	1箇月 ～2箇月
鉄道事業の相続の認可	第27条第1項	鉄道事業法第3条第1項に規定する鉄道事業の免許に係る審査基準に準ずるものとする。	—
鉄道事業者たる法人の解散の認可	第29条第1項	鉄道事業法第28条第1項に規定する鉄道事業の休廃止の許可に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月

<p>鉄道事業の許可（業務の範囲に貨物運送を含む場合）</p>	<p>附則第7条第1項</p>	<p>1 その事業の計画が経営上適切なものであること。  具体的には、申請された事業の計画が、鉄道事業の安定的かつ継続的な経営を行う上で適切なものであること。</p> <p>2 その事業の計画が輸送の安全上適切なものであること。  具体的には、申請された事業の計画が、輸送の安全を確保する上で適切なものであること。</p> <p>3 前二号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。  具体的には、申請の内容に応じ、1・2以外に事業の遂行上必要と考えられる事項について適切な計画となっていること。</p> <p>4 その事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであること。  具体的には、資金調達・償還能力、経営管理能力、技術的能力等を総合的に勘案し、適切かつ円滑に鉄道事業を遂行するだけの能力を有すること。</p> <p>5 その事業の開始が輸送需要に対し適切なものであること。  具体的には、鉄道事業の許可を申請した路線において鉄道事業を行うことが、その路線において発生する輸送需要に照らし、公共の福祉の増進の観点から適切なものであること。</p> <p>6 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであること。  具体的には、次のような観点から審査を行う。</p> <p>① 許可を申請した鉄道事業の供給輸送力が過大となり、健全な事業経営の基盤が損なわれ、安定的かつ継続的な輸送サービスを提供することができなくなるおそれがないかどうか。</p> <p>② 許可を申請した鉄道事業の供給輸送力が過小となり、輸送需要に対応した運送を行うことができなくなるおそれがないかどうか。</p>	<p>1箇月～5箇月</p>
<p>鉄道事業の休業の許可（休止又は廃止が貨物運送に係るものである場合）</p>	<p>附則第7条第3項</p>	<p>当該休止又は廃止によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認められないこと。  具体的には、当該線区の輸送量の動向、代替輸送機関の整備の状況等についての十分な調査によって審査を行う。</p>	<p>休止については1箇月  廃止については2箇月</p>

〔軌道法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
<p>軌道事業の特許</p>	<p>第3条</p>	<p>1 その事業の開始が交通体系全体の観点から、輸送需要に対し適切なものであること。  具体的には、軌道事業の特許を申請した路線において軌道経営を行うことが、その路線において発生する輸送需要に照らし、公共の福祉の増進の観点から適切なるものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>2 その事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならな</p>	<p>8箇月  （ただし本省での標準処理期間は2箇月～5箇月）</p>

		<p>いものであること。</p> <p>具体的には、次のような観点から審査を行う。</p> <p>① 特許を申請した軌道事業の供給輸送力が過大となり、健全な事業経営の基盤が損なわれ、安定的かつ継続的な輸送サービスを提供することができなくなるおそれがないかどうか。</p> <p>② 特許を申請した軌道事業の供給輸送力が過少となり、輸送需要に対応した運送を行うことができなくなるおそれがないかどうか。</p> <p>3 その起業目論見書等が経営上及び輸送の安全上適切なものであること。</p> <p>具体的には、申請された起業目論見書等が、軌道事業の安定的かつ継続的な経営を行う上で適切なものであるかどうか及び輸送の安全を確保する上で適切なものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>4 その事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであること。</p> <p>具体的には、資金調達・償還能力、経営管理能力、技術的能力等を総合的に勘案し、適正かつ円滑に軌道事業を遂行するだけの能力を有するかどうかについて審査を行う。</p> <p>5 その事業の路線において軌道経営を行うことが道路管理上及び他の諸計画との関連において適切であること。</p> <p>具体的には、次のような観点から審査。</p> <p>①申請した路線が都市計画と整合が図られており適切なものであること。</p> <p>②申請した路線における軌道事業が、道路管理上支障を及ぼさないこと。</p> <p>③申請した路線が、周辺の道路計画、地下利用計画に支障を及ぼさないこと。</p> <p>6 その他事業の開始が公益上必要であり、かつ、適切なものであること。</p> <p>具体的には、特許申請の内容に応じ、1～5以外に必要と考えられる点について審査を行う。</p>	
<p>工事施行の認可の申請期間の伸長</p>	<p>第5条第2項</p>	<p>鉄道事業法第8条第3項に規定する工事施行の認可の申請期限の延長に係る審査基準に準ずるものとする。</p>	<p>1箇月</p>
<p>運賃及び料金の設定の認可</p>	<p>第11条第1項</p>	<p>鉄道事業法第16条第1項に規定する運賃および料金の設定に係る審査基準に準ずるものとする。</p> <p>ただし、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下この項において「地活化法」という。）に基づく計画で次の各号に掲げる規定により認定を受けようとするもののうち、軌道法第11条第1項の認可を要するものであって、当該認可に係る事項について協議会（地活化法第6条第1項の規定による協議会をいう。）において協議が調っているもの又は関係を有する者（各計画の策定に当たり、地活化法第27条の2第3項又は第27条の16第3項の規定により同意を得な</p>	<p>1箇月 ～4箇月</p>

		ればならないとされている者をいう。)の合意が得られたものについては、当該計画の上限運賃による総収入が経営上適切なものであることを軌道法第11条第1項の認可の基準とする。 (1) 地域旅客運送サービス継続実施計画 地活化法第27条の3第2項 (2) 地域公共交通利便増進実施計画 地活化法第27条の17第2項	
権利義務の譲渡の許可	第15条	軌道法第3条に規定する軌道事業の特許に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月
軌道の譲渡及び事業の管理の受委託の許可	第16条第1項	軌道法第3条に規定する軌道事業の特許に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月
軌道会社の合併又は分割の認可	第22条	軌道法第3条に規定する軌道事業の特許に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月
事業の相続の認可	第26条	軌道法第3条に規定する軌道事業の特許に係る審査基準に準ずるものとする。	—
事業の休廃止の許可	第26条	鉄道事業法第28条第1項に規定する鉄道事業の休廃止の許可に係る審査基準に準ずるものとする。	休止は1箇月 廃止は2箇月
解散決議の許可	第26条	鉄道事業法第29条第1項に規定する鉄道事業者たる法人の解散の認可に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月

〔特定都市鉄道整備促進特別措置法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特定都市鉄道整備事業計画の認定	第3条第1項	(法文上に明記)	3箇月
特定都市鉄道整備事業計画の変更の認定	第3条第5項	(法文上に明記)	3箇月
特定都市鉄道整備事業計画の中止の承認	第4条	特定都市鉄道整備事業計画の認定を受けた事業者がやむを得ない事由により当該計画を継続して実施することが困難であること。 具体的には、地震等の天変地異、重要遺跡の発見等認定事業者自身の責に帰すことができない事由により、当該計画を継続して実施することが困難であるかどうかについて審査を行う。	—

〔鉄道抵当法〕

条項	条項	審査基準	標準処理期間
鉄道財団設定の認可	第2条ノ2	1 当該鉄道の担保に供された部分のみで独立して営業しうる	2箇月

		規模を有するものであること。 2 当該鉄道財団の組成物件が所有権以外の物権の目的となっていない等、鉄道財団の組成が適正であること。	
鉄道財団の拡張、分割又は合併の認可	第13条ノ5	鉄道抵当法第2条ノ2に規定する鉄道財団の設定の認可に係る審査基準に準ずるものとする。	拡張については2箇月 分割、合併は10日
競落の許可	第76条	鉄道事業法第26条第1項に規定する鉄道事業の譲渡及び譲受の認可に係る審査基準に準ずるものとする。	—

[民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
整備計画の認定	第4条第1項	(法文上に明記)	6週間
整備計画の変更の認定	第5条第1項	(法文上に明記)	5週間

[軌道ノ抵当ニ関スル法律]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
軌道財団設定の認可	第1条	鉄道抵当法第2条ノ2に規定する鉄道財団の設定の認可に係る審査基準に準ずるものとする。	2箇月
軌道財団の拡張、分割又は合併の認可	第1条	鉄道抵当法第13条ノ5に規定する鉄道財団の拡張、分割又は合併の認可に係る審査基準に準ずるものとする。	拡張については2か月 分割、合併は10日
競落の許可	第1条	軌道法第16条第1項に規定する軌道の譲渡の許可に係る審査基準に準ずるものとする。	—

[軌道法施行令]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
起業目論見書の記載事項の変更の認可	第4条第1項	軌道法第3条に規定する軌道事業の特許に係る審査基準に準ずるものとする。	4箇月 (ただし本省での標準処理期間は1箇月～2箇月)

[軌道法施行規則]

--	--	--	--

事 項 名	条 項	審 査 基 準	標準処理期間
運賃・料金変更の認可	第22条第1項	鉄道事業法第16条第1項に規定する運賃および料金の設定に係る審査基準に準ずるものとする。	1箇月 ～4箇月

## (別表2)

## 〔鉄道事業法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
車両の確認	第13条第1項	④(別紙)、「普通鉄道構造規則、新幹線鉄道構造規則、特殊鉄道構造規則、運転の安全の確保に関する省令、鉄道運転規則、新幹線鉄道運転規則」及び「車両に係る普通鉄道構造規則及び特殊鉄道構造規則の運用等について」(昭和62年4月1日付官鉄保第16号・地車第50号)	4箇月
車両の構造又は装置の変更の認可	第13条第2項	④(別紙)、「普通鉄道構造規則、新幹線鉄道構造規則、特殊鉄道構造規則、運転の安全の確保に関する省令、鉄道運転規則、新幹線鉄道運転規則」及び「車両に係る普通鉄道構造規則及び特殊鉄道構造規則の運用等について」(昭和62年4月1日付官鉄保第16号・地車第50号)	2.5箇月 (運輸局)
車両の設計に関する業務についての認定	第14条第1項	〔鉄道事業法施行規則第24条の2、「認定鉄道事業者制度の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	5箇月
列車の運行の管理等の受委託の許可	第25条第1項	〔鉄道事業法第25条第2項〕 及び「列車の運行の管理について」(平成3年3月19日付官鉄保第16号、地車第36号)	3箇月 (運輸局)
索道事業に係る運行の管理等の受委託の許可	第38条(第25条第1項)	(法文上に明記)	1箇月 (運輸局)

## 〔軌道法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運転の管理の受委託の許可	第26条第1項	1 その事業を継続して運営するために必要であること。 2 受託者が当該業務の管理を行うのに適している者であること。	2箇月

## 〔鉄道事業法施行規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
設計管理者に関する要件の認定	第24条の2第1項第1号ロの表(1)の項下欄c	(法文上に明記) 〔「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	50日
設計管理者に係る試験の指定	第24条の2第1項第1号ロ	「運輸大臣が適切であると認める試験の指定について」(平成12年3月1日付鉄技第12号・鉄保第18号・鉄施第41号)	4箇月

	の表(1)の 項下欄c		
認定の更新	第25条第1項	〔鉄道事業法施行規則第24条の2、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	4箇月 (運輸局)
認定の変更の承認	第26条の2第1項	〔鉄道事業法施行規則第26条の2第3項、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	3箇月 (運輸局)
業務実施規定の変更の承認	第26条の3第1項	〔鉄道事業法施行規則第26条の3第2項、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	3箇月 (運輸局)

〔普通鉄道構造規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第4条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

〔新幹線鉄道構造規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第4条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

〔特殊鉄道構造規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第4条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

〔鉄道運転規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の取扱いの許可	第5条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景	4箇月

		に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	
--	--	--	--

〔新幹線鉄道運転規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の取扱いの許可	第8条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

〔索道施設に関する技術上の基準を定める省令〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造又は取扱いの許可	第4条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月 (運輸局)

〔軌道法施行規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
車両設計の認可	第13条ノ2	(法文上に明記)	4箇月
既認可又は既確認車両の購入	第13条ノ2	(法文上に明記)	3箇月 (運輸局)
車両設計変更の認可	第13条ノ3	(法文上に明記)	3箇月 (運輸局)
他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可	第18条ノ2	(法文上に明記)	3箇月 (運輸局)

〔軌道運転規則〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
併用軌道の例外許可	第2条第1項 前段	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月
併用軌道の例外許可の変更許可	第2条第1項	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景	4箇月

	後段	に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	
新設軌道の特別の取扱いの許可	第3条第1項 (鉄道運転規則第5条第1項準用)	1 規定によることのできない理由が、規定の目的および背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

[動力車操縦者運転免許に関する省令]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運転免許	第3条第1項	(法文上に明記)	1箇月 (運輸局)
運転免許証の記載事項の変更の記入(書換)	第13条	1 本籍、氏名の場合 戸籍抄本、戸籍謄本又はこれらと同等以上の要件を満たす提出可能な公文書であること。 2 所属事業者名の場合 当該申請人が所属する事業者又は所属していた事業者において、申請のあった記載事項が正しいことを証明する書類であること。	1箇月 (運輸局)
動力車操縦者養成所の指定	第17条第1項	「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱について」 (昭和41年8月9日付鉄運第109号)	4箇月
講習課程の新設又は変更の承認	第18条第1項	「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱について」 (昭和41年8月9日付鉄運第109号)	2箇月
指定申請書記載事項の変更の承認	第18条第1項	「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱について」 (昭和41年8月9日付鉄運第109号)	2箇月

[火薬類運送規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
火薬類の積載方法、種類等について危険の恐れのない場合の認定	第38条	(法文上に明記)	—

[高圧ガス取締法]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
容器再検査	第49条第1項	[容器保安規則、鉄道車両の固定する容器の容器検査及び容器再検査における規格(昭和41年通商産業省・運輸省告示第11号)]	1箇月 (本省)

付属品再検査	第49条の4		1箇月 (本省)
--------	--------	--	-------------

[核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
核燃料物質運搬の安全確認	第59条の2(自動車交通局と共管)	(法文上に明記)	—

[核燃料物質等車両運搬規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別な運転方法の承認	第19条第1項及び第2項(自動車交通局と共管)	(法文上に明記)	—

[放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
運搬の安全の確認	第18条の2(自動車交通局と共管)	(法文上に明記)	—

[放射性同位元素等車両運搬規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別な運転方法の承認	第18条第1項及び第2項	(法文上に明記)	—

(別表 3)

〔鉄道事業法〕

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
工事施行の認可	第8条第1項	①②③④(別紙) 及び〔事業基本計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	5箇月
工事計画の変更の認可	第9条第1項	①②③④(別紙) 及び〔事業基本計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	3箇月 (運輸局)
工事の完成検査	第10条第1項	①②④(別紙) 及び〔工事計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	25日 (運輸局)
工事の完成期限の延長	第10条第3項	(法文上に明記)	2箇月
工事を必要としない鉄道施設の検査	第11条第1項	①②(別紙) 及び〔鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	1箇月 (運輸局)
鉄道施設の変更の工事計画の認可	第12条第1項	①②③④(別紙) 及び〔事業基本計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	4箇月 (運輸局)
鉄道施設の変更の工事の完成検査	第12条第3項	①②④(別紙) 及び〔工事計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	25日 (運輸局)
鉄道施設の変更の工事計画の変更の認可	第12条第4項 (第9条第1項準用)	①②③④(別紙) 及び〔事業基本計画、鉄道営業法第1条の命令で定める規程〕	3箇月 (運輸局)
鉄道施設の設計に関する業務についての認定	第14条第1項	〔鉄道事業法施行規則第24条の2、「認定鉄道事業者制度の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	5箇月
列車の運行の管理等の受委託の許可	第25条第1項	〔鉄道事業法第25条第2項〕	3箇月 (運輸局)
索道事業の許可	第32条	事業の許可を得ようとする事業者が、安全かつ的確な施設の維持管理及び運転の取扱を行える技術的能力、経理的基礎等を有すること。	4箇月 (運輸局)
索道施設の工事計画の変更の認可	第38条(第9条第1項準用)	〔索道施設に関する技術上の基準を定める省令〕	2箇月 (運輸局)
索道施設の工事の完成検査	第38条(第10条第1項準用)	〔工事計画、索道施設に関する技術上の基準を定める省令〕	1箇月 (運輸局)
索道施設の工事の完成期限の延長	第38条(第10)	(法文上に明記)	2箇月

	条第3項準用)		(運輸局)
工事を必要としない索道施設の検査	第38条(第11条第1項準用)	[索道施設に関する技術上の基準を定める省令]	1箇月 (運輸局)
索道施設の変更の工事計画の認可	第38条(第12条第1項準用)	[索道施設に関する技術上の基準を定める省令]	2箇月 (運輸局)
索道施設の変更の工事の完成検査	第38条(第12条第3項準用)	[工事計画、索道施設に関する技術上の基準を定める省令]	1箇月 (運輸局)
索道施設の変更の工事計画の変更認可	第38条(第12条第4項準用)	[索道施設に関する技術上の基準を定める省令]	2箇月 (運輸局)
索道事業に係る運行の管理等の受委託の許可	第38条(第25条第1項準用)	[鉄道事業法第38条(同法第25条第2項準用)]	1箇月 (運輸局)
索道事業の譲渡及び譲受の認可	第38条(第26条第1項準用)	[鉄道事業法第38条(同法第5・6条準用)]	1箇月 (運輸局)
索道事業者たる法人の合併の認可	第38条(第26条第2項準用)	[鉄道事業法第38条(同法第5・6条準用)]	1箇月 (運輸局)
索道事業の相続の認可	第38条(第27条第1項準用)	[鉄道事業法第38条(同法第5・6条準用)]	1箇月 (運輸局)

[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
公共交通特定事業計画の認定(鉄道事業法による鉄道施設及び軌道法による軌道施設並びに軌道経営者が旅客の運送を行うために使用する車両に係るものに限る)	第29条第2項	(法文上に明記)	2箇月 (運輸局)

[軌道法施行令]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
線路又は工事方法書の記載事項の変更の認可	第6条第1項	①(別紙)及び[軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、無軌条電車運転規則]	4箇月

運輸開始認可の承認前の検査	第13条第2項	①(別紙) 及び〔軌道建設規程、軌道運転規則、無軌条電車建設規則、無軌条電車運転規則〕	1箇月(本省)
---------------	---------	--	---------

[鉄道事業法施行規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
設計管理者に関する要件の認定	第24条の2第1項第1号ロの表(1)の項下欄c	(法文上に明記) 〔認定鉄道事業者制度等の取扱いについて〕(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)	50日
設計管理者に係る試験の指定	第24条の2第1項第1号ロの表(1)の項下欄c	「運輸大臣が適切であると認める試験の指定について」(平成12年3月1日付鉄技第12号・鉄保第18号・鉄施第41号)	4箇月
認定の更新	第25条第1項	〔鉄道事業法施行規則第24条の2、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	4箇月 (運輸局)
限定の変更の承認	第26条の2第1項	〔鉄道事業法施行規則第26条の2第3項、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	3箇月 (運輸局)
業務実施規定の変更の承認	第26条の3第1項	〔鉄道事業法施行規則第26条の3第2項、「認定鉄道事業者制度等の取扱いについて」(平成12年11月17日鉄保第159号、鉄施第166号)〕	3箇月 (運輸局)

[普通鉄道構造規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第4条第1項	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

[新幹線鉄道構造規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第4条第1項	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に	4箇月

		照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	
--	--	---	--

[特殊鉄道構造規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第4条第1項	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

[専用鉄道の施設に関する技術上の基準を定める省令]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造の許可	第3条	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月 (運輸局)

[索道施設に関する技術上の基準を定める省令]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の構造又は取扱いの許可	第4条第1項	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月 (運輸局)

[鉄道運転規則]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の取扱いの許可	第5条第1項	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

[新幹線鉄道運転規則]

--	--	--	--

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
特別の取扱いの許可	第8条第1項	1 規定によることができない理由が、規定の目的及び背景に照らし合理的なものであること。 2 規定に適合する場合と同等の安全が確保される措置が講じられること。	4箇月

[索道技術管理者の要件を定める告示]

事項名	条項	審査基準	標準処理期間
索道技術管理者に関する要件の認定	一―ホ、 二―ホ	(法文上に明記)	2箇月 (運輸局)

①工事・検査関係（鉄道・軌道）

- ・地下鉄道の火災対策の基準について（昭和50年1月30日付鉄総第49号の2、昭和50年1月30日付建設省政発第11号）
- ・地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて（昭和50年2月14日付鉄土第9号、昭和50年2月14日付建設省政発第17号）
- ・鉄道構造物等の技術基準について（平成3年12月26日付鉄技第48号）
- ・軌道運転規則等の一部を改正する省令の公布に伴う関連通達の制定及び改正について（平成5年3月30日付鉄技第26号）

②工事・検査関係（鉄道）

- ・線路及び施設の審査基準について（昭和62年5月20日付地施第100号）
- ・普通鉄道の施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正について（平成元年3月31日付官鉄第20号、地施第42号）
- ・鉄道事業法施行規則及び普通鉄道構造規則並びに普通鉄道の施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正について（平成元年10月26日付官鉄保第90号、官鉄施第102号、地車第136号、地施第203号、貨陸第168号）
- ・鉄道事業法施行規則及び普通鉄道構造規則の一部を改正する省令並びに普通鉄道の施設に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示の制定等について（平成元年10月26日付官鉄施第103号、地施第204号）

③環境影響評価法関係（鉄道）

- ・環境影響評価法第33条第1項  
（環境影響評価法第33条第1項の規定により、環境の保全の配慮についての審査を行う場合に限る。）

④高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係（鉄道）

- ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号）  
（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条第1項の規定により、基準適合性審査を行う場合に限る。）